

I 退職手当の概要

1 退職手当の支給対象者（職員の退職手当に関する条例第2条、第19条）

(1) 常勤の職員が6月以上勤続し退職又は死亡したときは、県条例により退職手当が支給されます。

(2) 次に該当する場合は、退職手当は支給されません。

- ① 上記(1)の職員が本県退職後、引き続き国・他の地方公共団体等で採用され、かつ、当該団体の退職手当に関する規定において、本県の勤続年数が通算される場合
- ② 再任用職員が任期満了により退職する場合

2 退職手当の算定構造（条例第2条の4）

$$\text{退職手当額} = \text{基本額} (\text{退職日給料月額} \times \underline{\text{支給率}}) + \text{調整額} (\text{調整月額} \times \text{対象月数})$$

↑

$$\underline{\text{退職理由別・勤続年数別支給割合}} \times \text{調整率}$$

(1) 基本額とは…

退職時の「給料月額」に、退職理由・勤続年数に応じた「支給率（表1）」をかけた額。

退職理由、勤続年数に応じ定められた方法で「支給割合」を算定し、これに、民間との均衡を図るために設けられている「調整率」を乗じて計算されます。

(2) 調整額とは…

在職時の職責に応じて加算される額（表2）。

平成8年4月1日以降の退職までの間における、職責に応じて定められた調整額の月額（0～65,000円）について、高い方から60ヶ月分を合計した額。

3 退職日給料月額

(1) 「退職日給料月額」には、給料の調整額、教職調整額（対象：教育職給料表（1級～特2級）の教職員）及び給料加算額（対象：教育職給料表3級の教職員）を含みます。

(2) 「退職日給料月額」には、給与構造改革に伴う経過措置としての差額は含まれません。

（当初附則第11項）

(3) 給料の一部又は全部を支給されない場合は、全額支給の場合の額とします。（条例第3条）

(4) 定年前早期退職者の特例措置

「定年前早期退職者」の場合（①かつ②の条件を備えた人が、定年前に、応募認定、事務都合、公務上死亡・傷病、整理により退職）は、「退職日給料月額」について、定年前の残年数1年につき3%が割増しされます。

① 勤続20年以上（事務都合は25年以上）

② 定年年齢前20歳以上で退職した場合（例：定年65歳の職種であれば、45歳以上）

※早期退職募集制度の応募認定退職者、事務都合による退職の給料月額の割増率は、当分の間、引上げ前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率が維持（引上げ前の定年1年前の割増率については、当面の間「3%」）されます。

※公務上死亡・傷病、整理による退職の場合については、当分の間、引上げ前の定年から15年以内の年齢から定年に達する年度の前年度末までの職員が、特例措置の対象。この場合、引上げ前の定年から15年以内の年齢から引上げ前の定年に達する日の前年度の末日までに退職する場合は、引上げ前の

定年までの残年数1年につき3%が、引上げ前の定年に達する日の属する年度から引き上げ後の定年に達する年度の前年度末日までに退職する場合は、2%が割増しとなります。

【応募認定退職の場合】退職手当の基本額 = 退職日給料月額×
[1 + (引上げ前の定年年齢－退職年齢)×3%]×支給率

【例】引上げ前の定年の年齢が60歳の者で20年以上の勤続期間を有し、応募認定退職する場合

※ 60歳から64歳の者が応募認定退職する場合は、割増しはありません。

退職時 年度末年齢	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
割増率	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%	21%	18%	15%	12%	9%	6%	3%

※ 引上げ前の定年の年齢が63歳又は65歳の場合は、それぞれ+3歳、+5歳します。

※ 応募認定退職予定者が「退職すべき期日」に退職しなかった場合、認定はその効力を失います。

(条例第8条の3第8項)

4 勤続年数

勤続期間 = 在職期間 - 除算期間

(1) 在職期間…職員としての引き続いた期間

- ① 在職期間の計算は、月単位で行い、1日でも在職している月は1か月として計算します。
- ② 職員以外の国又は他の地方公共団体の職員（常時勤務に服することを要するもの）から引き続いて職員となった場合で、退職手当が支給されていない場合は、原則、通算します。

(2) 除算期間…休職月等が1以上ある場合、次のとおり在職期間から除算される期間

- ① 全期間除算：組合専従休職、自己啓発等休業（②以外）、配偶者同行休業
- ② 2分の1除算：育児休業（③以外）、自己啓発等休業（公務の能率的運営に特に資するもの）、大学院修学休業、高齢者部分休業、分限休職、停職
- ③ 3分の1除算：育児短時間勤務、育児休業（子が1歳に達した日の属する月までの期間）
※ ③の育児休業は、その終期が平成4年3月31日以前の場合は適用しない。

(3) 勤続年数…上記から求めた勤続期間から1年未満の端数を切り捨てた年数

5 支給率（条例第3条～第5条、当初附則第6条～第8条）

退職理由と勤続年数に応じて、退職手当条例第3条から第5条に定められた方法で支給割合を算定します。
(支給率は表1参照)

退職事由	条例第3条	条例第4条	条例第5条
自己都合	すべて (19年以下は同条第2項)	—	—
傷病	公務外	すべて	—
	公務	—	すべて
	通勤	勤続11年未満	勤続11年以上25年未満 勤続25年以上
死亡	公務外	勤続11年未満	勤続11年以上25年未満 勤続25年以上
	公務	—	すべて
定期年任期終了	勤続11年未満	勤続11年以上25年未満	勤続25年以上
事務都合	勤続11年未満	勤続11年以上25年未満	勤続25年以上
応募認定1号 (早期退職)	勤続11年未満 かつ 引上げ前の定年前15歳以上	勤続11年以上25年未満 かつ 引上げ前の定年前15歳以上	勤続25年以上 かつ 引上げ前の定年前15歳以上
応募認定2号 (早期退職)	—	—	職制の改廃 又は 勤務公署の移転
整理	—	—	職制・定数の改廃、予算減少による廃職・過員(分限)

※年度途中での退職について

勤続期間が11年以上で60歳（引上げ前の定年が63歳の場合は63歳）に達した日以後、引上げ前の定年退職日（3月31日）前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用される。

6 給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例（条例第5条の2）

給与改定以外の理由により、退職時の給料がピーク時の給料（特定減額前給料月額）より下がった場合、ピークまでの期間とピーク後から退職までの期間に分けて基本額を計算します。（ピーク時特例）

＜対象となる例＞

- ・教育職給料表の適用を受ける職であった者が行政職給料表の適用を受ける職で退職した場合
- ・技能労務職員が平成24年4月1日の給料表切替に伴い給料月額が引き下げられた場合
- ・給料の調整額が支給されなくなった場合
- ・希望降任制度による降任 等

【計算式】

特定減額前給料月額 × 減額日前日までの期間に応じた支給率
+ 退職日給料月額 × (退職日までの支給率 - 減額日前日までの支給率)

7 調整額の適用について（条例第6条の4）

(1) 短期勤続者は、次のとおり調整額が制限されます。

- ① 勤続1年以上4年以下の自己都合以外の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は半額。
- ② 勤続9年以下の自己都合退職者は、なし。

(2) 休職期間等は、4（2）の「除算期間」と同様、算定対象期間から除算されます。

表1 退職手当支給区分・支給割合表

退職事由	条例第3条		条例第4条	条例第5条	
	自己都合	公任定～務期年十外終・一死了応年亡・募未事認満通務定勤勤都退統傷合職病退～等職一・号		～公通務勤外傷傷病病を除く	公任定～務期年十外終・一死了応年亡・募以事認上通務定二勤都退十傷合職五病退～年等職一未・号満勤・統
勤続年数					
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555 (3.6a)
2	1.0044	1.674	1.674		2.511 (4.5a)
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665 (5.4a)
4	2.0088	3.348	3.348		5.022 (5.4a)
5	2.511	4.185	4.185		6.2775
6	3.0132	5.022	5.022		7.533
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885
8	4.0176	6.696	6.696		10.044
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995
10	5.022	8.37	8.37		12.555
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897
25	28.0395		28.0395		33.27075 33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735 34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395 36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055 37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715 39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375 40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035 42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695 43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355 45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015 46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709 47.709
36	40.7619		40.7619		47.709 47.709
37	41.7663		41.7663		47.709 47.709
38	42.7707		42.7707		47.709 47.709
39	43.7751		43.7751		47.709 47.709
40	44.7795		44.7795		47.709 47.709
41	45.7839		45.7839		47.709 47.709
42	46.7883		46.7883		47.709 47.709
43	47.709		47.709		47.709 47.709
44	47.709		47.709		47.709 47.709
45	47.709		47.709		47.709 47.709

(注1) () 内は、条例第6条の5の最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（又はこれらに相当する手当）の月額合計額をいう。

(注3) 条例附則第36項から第38項まで及び昭和48年条例第36号附則第5項から第7項による退職手当の基本額の調整 (83.7/100) を含めた計数である。

表2 調整額及び区分の適用範囲

区分	調整額(月額)	教育職
第1号	65,000円	
第2号	59,550	4級(役職加算20%)
第3号	54,150	4級(管理職手当4種・5種)
第4号	43,350	4級・3級(管理職手当6種)
第5号	32,500	3級・特2級 2級(役職加算10%かつ在職20年以上)
第6号	27,100	2級(役職加算10%)
第7号	21,700	2級(役職加算5%) 1級(役職加算5%)
第8号	0	上記以外

区分	行政職	研究職
第1号	9級	5級(管理職手当1種)
第2号	8級	5級(管理職手当2種・3種)
第3号	7級	5級(管理職手当4種)
第4号	6級	5級
第5号	5級	4級
第6号	4級	3級
第7号	3級	2級(役職加算5%)
第8号	2・1級	2・1級

区分	技能労務職	医療職(二)
第1号		
第2号		8級
第3号		7級
第4号		6級
第5号		※H28.4～=5級 ※H19.4～H28.3=5級(課長補佐級)
第6号	5級	※H28.4～=なし ※H19.4～H28.3=5級(課長補佐級以外)
第7号	4級	4・3級
第8号	3・2・1級	2・1級

8 退職手当の計算例

(1) 引上げ前の定年での退職の場合

退職時給料月額	439,005円 (教職調整額等含む)
退職時年齢	60歳 (勤続年数 35年)
支給率	47.709
調整額	調整額区分5号適用5年の場合
基本額	$439,005円 \times 47.709 = 20,944,489.545円$
調整額	$32,500円 \times 60月 = 1,950,000円$
退職手当額	$20,944,489.545円 + 1,950,000円 = 22,894,489円$
	※1円未満切捨て

(2) 応募認定退職の場合

退職時給料月額	447,300円 (教職調整額等含む)
退職時の年齢	59歳 (勤続年数 35年)
早期退職特例	3%
特例後給料月額	$447,300 \times 1.03 = 460,719円$
支給率	47.709
調整額	調整額区分4号適用2年、調整額区分5号適用3年の場合
基本額	$460,719円 \times 47.709 = 21,980,442.771円$
調整額	$(43,350円 \times 24月) + (32,500円 \times 36月) = 2,210,400円$
退職手当額	$21,980,442.771円 + 2,210,400円 = 24,190,842円$
	※1円未満切捨て

9 平成18年度制度改正に伴う経過措置（平成18年改正附則関係）

従前額（平成18年3月31日以前の額）の保障

現行の条例による退職手当額が、制度切替日前日額（制度切替日前日（平成18年3月31日）に仮に退職したとした場合の退職手当額）を下回る場合には、制度切替日前日額（従前額）が保障されます。ただし、従前額の計算は、基本額部分のみとなります。

【例】平成18年3月31日現在、勤続35年を超えていた場合 等

10 定年引上げ後の退職手当について

60歳（引上げ前の定年が63歳であった場合は63歳。以下同じ。）に達した職員の退職手当については、次の①～③が措置されています。

- ① 定年引上げに伴い60歳超の期間の給与が減額される職員に対し、給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例（「ピーク時特例」）を適用する措置
退職手当の基本額の計算方法に係る特例（ピーク時特例）については、
 - ・特定日以後、7割水準の給料月額となる場合
 - ・管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も適用されます。

② 60歳に達した日以後の最初の3月31日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

60歳に達した日以後の最初の3月31日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

※次の職員には適用されません。

- ・定年の定めのない者(会計年度任用職員等任期を定めて任用される職員など)

- ・旧特例定年65歳相当職員として条例で定める職員、特例定年(66歳～70歳)の職員

③ 特定日(職員が60歳に達した日以後最初の4月1日)以後退職する職員の退職手当における当分の間の措置

特定日以後、7割水準の給料月額となる職員については、実際に退職した日における退職手当額と、特定日の前日に退職したものとする退職手当額(※)を比較し、多い方の額が支給されます。

(※) 実際に退職した時点の条例に基づき、実際の退職と同一の事由で退職したものとして計算します。

11 支給制限等

(1) 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限(条例第12条)

次のいずれかに該当するときは、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- ① 懲戒免職等処分を受けて退職した者

- ② 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

(2) 退職手当の支払の差止め(条例第13条)

次のいずれかに該当するときは、退職手当の支払いを差し止める処分を行う。

- ① 刑事事件に関し起訴され、判決確定前に退職したとき

- ② 退職手当支払前に、

- ・基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき

- ・基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し逮捕されたとき又は犯罪があると思料するに至ったとき

- ・退職日以前1年間に基礎在職期間中の行為に係る停職等処分を受けていたとき

- ・基礎在職期間中に、停職等処分または懲戒免職等処分に相当する行為をしたと疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき

ただし、次の事由に該当するに至った場合は支払差止め処分を取り消す。

- ・無罪判決が確定した場合

- ・拘禁刑未満の判決確定日または不起訴処分日から6月が経過した場合

- ・起訴されず、かつ(3)の処分を受けることなく支払差止め処分日から1年が経過した場合

(3) 退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限(条例第14条)

退職手当が支払われていない場合で、次のいずれかに該当するときは、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- ① 刑事事件(退職後に起訴された場合は、基礎在職期間中の行為に係るもののみ)に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき

- ② 再任用職員に対する免職処分(基礎在職期間中の行為に関して)を受けたとき

- ③ 退職手当管理機関が、退職した者について、基礎在職期間中の行為に関して懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

(4) 退職手当の返納(条例第15条)

次のいずれかに該当するときは、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- ① 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき
- ② 再任用職員に対する免職処分（基礎在職期間中の行為に関して）を受けたとき
- ③ 退職手当管理機関が、退職した者について、基礎在職期間中の行為に関して懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

12 税 金 等

(1) 退職手当に課税される税金

退職手当には、所得税と住民税（県民税・市町村民税）が課税されます。退職手当は、長年にわたる勤労の対価でもあることから、他の所得と分離して計算する分離課税となっています。

① 退職所得の計算

退職手当に課税される税金がいくらになるかを知るために、まず「退職所得」を計算します。
一般退職手当等の場合

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職手当} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

特定役員退職手当等の場合

$$\text{課税退職所得金額} = \text{退職手当} - \text{退職所得控除額}$$

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次のようにになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

（注）休職等があっても減算しないで計算します。

（注）勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。

（注）国家公務員・地方公務員で勤続年数が5年以下の場合は特定役員退職手当等に該当します。

（注）障害者となったことにより退職する場合には、上記により計算した額にさらに100万円加算した額になります。

② 所得税の計算

課税退職所得金額に下表の税率を乗じて、控除額を引いた額が退職手当に課税される所得税です。

退職所得の源泉徴収税額速算表（復興特別所得税を含む）

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5%	0円	((A) × 5% - 0円) × 102.1%
195万円超 330万円以下	10	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330〃 695〃	20	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695〃 900〃	23	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900〃 1,800〃	33	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%

1,800	〃	4,000	〃	40	2,796,000円	$((A) \times 40\% - 2,796,000\text{円}) \times 102.1\%$
4,000	〃			45	4,796,000円	$((A) \times 45\% - 4,796,000\text{円}) \times 102.1\%$

③ 住民税の計算

市町村民税 = (退職所得の金額(A) × 6 %)

県民税 = (退職所得の金額(A) × 4 %)

④ 退職手当に課税される税金の計算例

退職手当	2,185万6,484円
勤続年数	35年
退職所得控除額	800万円 + 70万円 × (35年 - 20年) = 1,850万円
課税退職所得金額	$(2,185\text{万}6,484\text{円} - 1,850\text{万円}) \times 1/2 \approx 1,678\text{千円}$ (千円未満端数切捨)
所得税	$(1,678\text{千円} \times 5\%) \times 102.1\% \approx 85,661\text{円}$ (1円未満端数切捨)
住民税	市町村民税 $(1,678\text{千円} \times 6\%) \approx 100,600\text{円}$ 県民税 $(1,678\text{千円} \times 4\%) \approx 67,100\text{円}$ (百円未満端数切捨)
退職手当にかかる税金は、85,661円 + 100,600円 + 67,100円 = 253,361円となります。	

(2) 退職手当から控除されるもの

① 退職手当に課税される所得税及び住民税（市町村民税・県民税）

源泉徴収義務者・特別徴収義務者として徴収し、税務署及び令和8年1月1日時点の居住地のある市区町村に納付します。

② 未徴収住民税

給与所得者の場合、住民税（市町村民税・県民税）は、前年1月から12月の所得に対して課された税額を、当年の6月から5月まで各月、給与からの控除により徴収（特別徴収）されています。

令和7年分住民税（令和6年の給与に対する住民税）は、令和7年6月から令和8年5月までを給与から徴収しますが、令和8年3月31日に退職した場合、4月以降は県から給与が支払われないため、4月分・5月分の住民税（月割額）が徴収できなくなります。このため、地方税法の規定により徴収できなくなる2か月分の住民税を「未徴収住民税」として退職手当から一括徴収して、令和7年分住民税の納付先市町村に納付します。

③ 共済組合・互助組合の貸付金残高

④ 県庁診療所自己負担金（3月中に県庁診療所を受診された方） 等

(3) 退職後の住民税

退職後は、市区町村から送付されてくる納税通知書により自身で納付（普通徴収）することになります。

住民税は、前年の所得に対して課税（例：令和8年度住民税は、令和7年の所得に対して課税）されるため、退職した年に課される住民税は、現職時と同程度の金額となりますので御注意ください。

民間等へ再就職する場合は、再就職先に申し出ることにより、毎月の給与からの控除により特別徴収されるようになりますので、再就職先で手続きを行ってください。

II 請求書類記載の留意点

＜退職手当請求書＞

- (1) 住所欄には、4月下旬に退職者本人に郵便物が届く住所を番地まで記入してください。
- (2) 後日の連絡用のため住所の下欄に電話連絡先を記入してください。(平日の昼間に連絡が取れる電話番号(携帯番号等)を記入してください。)
- (3) 振込先の金融機関名、店舗名、預金種目(普通・当座)、口座番号は正確に記入してください。
(注) ① 退職手当は、郵便局以外のすべての金融機関に振り込みができます。(ゆうちょ銀行、ネット銀行は振込可)
② 必ず退職者本人の口座を記入してください。(家族等の口座は記入不可)

あなたの退職手当の

振込先控	銀行	支店	口座番号
------	----	----	------

- (4) 振込先口座の通帳の写し(ネット銀行の場合は口座情報の画面打ち出し等)を添付してください。
(口座情報(金融機関名、店舗名、預金種目、口座名義フリガナ、口座番号)が確認できるページの写し)
- (5) 退職手当の支給は、支給額通知後、4月末振込を予定しています。

＜退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書＞

所得税の退職所得控除を受けるための書類です。

- (1) 申告書裏面の申告書の書き方を参考のうえ、記入してください(不明部分は空白で可)。
- (2) 令和8年1月1日現在の住所は、住民票のとおりの住所を記入してください。
- (3) A欄②退職の区分等は、障がい者になったことが直接の原因で退職する場合のみ「障害」に○をつけてください。
- (4) 個人番号を記入し、第三者に見えないように封筒に入れ、所属の取りまとめをする職員を経由して福利厚生課に提出してください。

＜給与支払報告書特別徴収にかかる給与所得者異動届出書＞

3月末で退職する場合、給与から特別徴収されていた住民税(月割額)のうち、未徴収となる4月～5月分の月割額を、退職手当から一括徴収するための書類です。

- (1) 「令和7年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の写しを添付してください。年度途中で特別徴収税額の変更通知があった場合は、変更通知の写しを添付してください。
- (2) 特別徴収義務者指定番号、給与所得者欄の受給者番号(整理番号)は、特別徴収額通知書に記載された番号を記入してください。
- (3) 同じものを2部作成し、2部ともに提出してください。
- (4) 異動者印欄には、必ず退職者の印を押印してください。(印はコピー不可)
- (5) 個人番号を記入し、第三者に見えないように封筒に入れ、所属の取りまとめをする職員を経由して福利厚生課に提出してください。

※ 記入誤り、記入・押印もれがないか、提出前にご確認ください。

※ 個人番号を記入した書類は、1人分(3通)をまとめて1つの封筒に入れてください。

※ 退職までに普通徴収に切替済の場合は、「氏名」「1月1日現在の住所」「現住所」欄を記入し、(ア)欄に「普通徴収」と記入し提出してください。(個人番号記載不要、押印不要。1枚で可。)

退職手当請求書

令和8年3月31日

徳島県教育委員会 殿

（フリガナ） トクシマ タロウ

氏名 徳島 太郎

令和8年3月31日退職したので、退職手当を支給されるよう証拠書類を添えて請求します。

1 退職当時の所属・職名

○○ 小学校 教諭

2 郵便番号

7	7	0	-	0	9	4	1
---	---	---	---	---	---	---	---

フリガナ	トクシマシバンダイチョウ
住所	徳島市万代町1丁目1-1

連絡先 電話 (088) 765-4321

3 振込先

金融機関名（フリガナ）	店舗名（フリガナ）	預金種目	口座番号（右づめ）
アオゾラギンコウ 青空銀行	トクシマシテン 徳島支店	普通 ・ 当座	1 1 1 1 0 0 0

※ 4月下旬に本人に郵便物が届く住所を記入してください。

※ 4月下旬に実在する振込先口座を記入の上、通帳の写しを添付してください。
(定期預金口座不可。合併、統廃合、名称変更、口座解約に注意。)

令和8年 3月 31日
徳島 稅務署長 殿 / 徳島 市町村長 殿

令和8年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

退職手当の支払者の 所 在 地 (住 所)	〒 770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	あなたの 現 住 所 〒 770-0941 徳島市万代町1丁目1-1 氏 名 徳島 太郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 その年1月1 日現在の住所 徳島市万代町1丁目1-1
	名 称 (氏 名) 徳島県教育委員会	
	法 人 番 号 (法 人 番 号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 4 0 0 0 0 2 0 3 6 0 0 7	

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下各欄には記載する必要がありません。)						
① 退職手当等の支払を受けることとなつた年月日 令和8年 3月 31日						
A	② 退職の区分等 ③ 退職手当等の支払を受けたこととなつた年月日 ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 ⑤ ③と④の通算勤続期間	<一般・障害の区分> 一般・障害		③ この申告書の提出先から受け る退職手当等についての勤続期 間	自 平成2年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日	年 36
		<生活扶助の有無> 有・無		うち 特定役員等勤続期間 うち 一般勤続期間 との重複勤続期間 うち 短期勤続期間 との重複勤続期間 うち 短期勤続期間	有 有 有 無 無 無 無 無 無 無 無 無	自 年 年 至 年 年 自 年 年 至 年 年 自 年 年 至 年 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。					
B	⑥ うち 特定役員等勤続期間 ⑦ うち 短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑥ ③と④の通算勤続期間 うち 特定役員等勤続期間 うち 一般勤続期間 との重複勤続期間 うち 短期勤続期間 との重複勤続期間 うち 全重複勤続期間 うち 短期勤続期間 うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月
		有 有 無 無	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月

あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手当等について、このC欄に記載してください。				
C	(1) 前年以前4年内に退職手当等の支払を受けた場合 ((2)及び(3)の場合を除きます。) 前年以前4年内に支払を受けた退職手当等 (2) 令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受けた場合 ((3)の場合を除きます。) 次の退職手当等 ・令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年内に支払を受けた退職手当等 ・令和8年1月1日前、かつ、前年以前4年内に支払を受けた退職手当等 (3) 本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合 前年以前19年内に支払を受けた退職手当等	⑧ 左記の前年以前に支払を受けた退 職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月
		⑨ ③又は⑥の勤続期間のうち、⑥の勤 続期間と重複している期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月
		⑩ うち 特定役員等勤続 期間との重複勤続期間 ⑪ うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。					
D	⑫ Aの退職手当等についての勤続 期間⑬に通算された前の退職手 当等についての勤続期間 うち 特定役員等勤続期間 うち 短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑬ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥又は ⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 ⑭ うち 特定役員等勤続期間 ⑮ うち 短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月
		有 有 無 無	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月
⑯ Bの退職手当等についての勤続 期間⑰に通算された前の退職手 当等についての勤続期間 うち 特定役員等勤続期間 うち 短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑰ ⑦と⑯の通算期間 ⑱ うち ④と⑯の通算期間 ⑲ うち ④と⑯の通算期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月	
	有 有 無 無	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 月 年 月 月	

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。										
E	区分 退職手当等の支 払を受けること となつた年月日 B 一般 特定 役員 短期 C	取 入 金 額 (円)	源 泉 微 取 税 額 (円)	特 别 徵 收 税 額 市町村民税 (円)	道 府 県 民 税 (円)	支 受 年 月	支 付 け た 日	退職 の 区 分 一般 障害 一般 障害 一般 障害 一般 障害	老 齢 給 付 金	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
		・	・				・	・		
		・	・					・	・	
		・	・					・	・	

給与支払報告書
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

※市町村
処理欄

令和7年1月1日の住所地の市町村名 (現在、給与に係る住民税を納めている市町村名 =特別徴収税額通知書参照)			特別徴収税額通知書に記載の指定番号を記入				
徳島 市町村長 殿			氏名 (名称) 徳島県教育委員会				
令和 8年 3月31日 提出			特別徴収義務者 指 定 番 号 6641989				
			電話番号 088-621-3175				
			担当者氏名 福利厚生課				
特別徴収税額通知書に記載の受 給者番号を記入			異動後 の未徴収税 額の徴収 1月1日以降 退職時までの 給与支払額				
受給者番号 (整理番号) E00000000000			得者 徳島 太郎 (昭和38年12月15日生)				
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3			特別徴収税額 (年税額) (ア) 40000 徴収済額 (イ) 02036000 未徴収税額 (ア) - (イ) (ウ) 85,000				
1月1日現在 の住 所 徳島市万代町1丁目1-1			異動 年 月 日 6月から 3月まで R8.3.31				
現住 所 給与の支払を受けなくなった後の住所を記入。 同上			異動の 事 由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥				
			① 特別徴収 ② 繼続 ③ 一括徴収 ④ 社会 ⑤ 保険料額 ⑥				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由		給与又は退職手当等 の支払予定月日		一括徴収予定額		備 考 一括徴収した税額 は4月分で納入しま す。	※ 市 町 村 記 入 分
1 異動が令和 年12月31日まで、申出が あつたため (月 日申出)		支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額 (上記ウと同額)		合 計			
2 異動が令和8年1月1日以後で、特別徴収 の継続の希望がないため		4 月	・	末 日	85 000		
異動者印	徳島	必ず押印					

◎新しい勤務先（転勤先等）

右記の新勤務先へは 月割額 円を 月分から徴収するよう 連絡済です。		給与支払 義務者 (特 徴 義 務 者 者)		フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称					
		フリガナ				電話番号 () -	
		所在 地					

※ 令和7年度 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書の写しを添付してください。